

日本歯科衛生教育学会雑誌投稿規程

投稿資格

本誌に投稿する者は歯科衛生教育学会会員に限る。

原稿の内容

投稿論文の内容は本会および本誌の目的に適した未発表のものに限る。

原稿の種類

原稿の種類は、総説、原著、報告、解説、その他のいずれかとする。

採否・記載順位

投稿原稿については、複数の査読者の意見をもとに、編集委員会で検討し、その採否を決定する。体裁の統一と掲載順位については編集委員会に一任するものとする。

受付締切日

受付締切 1号：11月30日 2号：6月30日

投稿票

投稿票に必要事項を記載し、著者原稿チェック票の必要項目をチェックし、著者署名、捺印したものを投稿原稿に添付する。

承諾書

承諾書に必要事項を記載し、著者全員の署名・捺印したものを投稿原稿に添付する。

投稿料

刷り上がり6ページまで無料。7ページから1ページにつき8,000円申し受ける。

図、写真の図版制作費（版下代を含む）はすべて著者負担とする。

別刷

別刷を希望する場合は、必要部数（10部単位）を投稿票の所定の欄に記載し、その実費は著者負担とする。

校正

著者校正は原則として初校のみとし、その際の校正は印刷上の誤りの訂正のみとする。なお、投稿者が連名の場合は、校正責任者と送付先を明記する。

原稿様式

原稿の書き方は次の要領による。

- 1) 原稿は和文または英文にする。なお、英文原稿は原著、報告のみとする。
- 2) 原稿はワードを使い、10.5ポイント、新仮名づかい、口語体、横書きとし、A4判用紙に1行25字×30行で印字する（1頁は約2,350字相当である）。英文原稿はA4判用紙にダブルスペースで10.5ポイントで印字する。
- 3) 原稿は表紙、和文抄録、本文、文献、著者への連絡先、表、図の順に綴じ、表紙から通しページ番号をつける。原著論文の場合は原則として、緒言、対象および方法、結果、考察の順とし、英文抄録を添付する。
- 4) 表紙には和文および英文で表題、著者名、所属機関名、必要な場合には指導者名を順に書く。著者は原則として10名以内とする。これを超過する場合は編集委員会宛の理由書を投稿論文に添付する。
- 5) 本文が和文の場合、和文抄録は400～600字とし、最後に和文のキーワードを（5語以内）をつける。
- 6) 本文が和文の場合、英文抄録は200～300wordsとし、最後に英文のkey word（5 words以内）をつける。英文抄録の日本語対訳を最後に添付する。
- 7) 本文が英文の場合、英文抄録は200～300wordsとし、最後に英文のkey word（5 words以内）をつける。和文表題、著者名、所属、索引用語ならびに和文抄録（400～600字）をつける。
- 8) 和文論文内の英文抄録、英文論文の本文、図表はネイティブチェックを受けておく。ネイティブチェックを受けていない場合は編集委員会で専門家に添削を依頼する。添削にかかわる費用は著者負担とする。
- 9) 数字はアラビア数字とし、単位記号は原則として、国際単位系（SI）を使用することとする。
- 10) 学術用語は日本歯科医学会学術用語集 第2版に準拠する。
- 11) 図表および写真は1枚に1点ずつとして本文末にまとめ、表1、図1（写真も含む）などとし、挿入箇所は本文中右欄外に朱書きとする。また、図表の表題および説明は和文論文は和文、英文論文はこのほか図表中の記載も英

文とする。

12) 文献は引用箇所番号を付け(例えば 松田¹⁾, 山田^{3~6)}のように), 本文末に引用順に記載する。

(1) 雑誌の場合…著者:表題. 誌名, 巻:ページ, 年.

(例) 1) 山田太郎, 教育花子:市販フッ化物洗口剤作用後のエナメル質および歯根面への Fluoride Uptake の in vitro における検討. 口腔衛生会誌, 52:28-35, 2002.

2) Ripa LW, Leske GS, Forte F, Varma A: Effects of a 0.05% neutral NaF mouthrinse on coronal and root caries of adults. Gerodontol, 6:131-136, 1987.

(2) 単行本の場合…著者:書名. 版, 発行所, 発行地, 引用ページ, 年.

(例) 1) 山田太郎:口腔衛生学. 第1版, 医歯薬出版, 東京, 167, 2010.

2) Miller JS: Gingivitis. In: Hine MK, Hay HC, editors. Preventive dentistry. 2nd ed., Mosby Co., St. Louis., pp.98-102, 1999.

3) Robins SL, Matthews JB: 齊藤五郎(監訳); 衛生公衆衛生学. 南江堂, 東京, 255-291, 1999.

(3) インターネットウェブサイトの場合…発行元:記事名. ウェブサイトアドレス(アクセス日).

(例) 1) World Health Organization: Continuous improvement of oral health in the 21st century, http://www.who.int/oral_health/en/ (2005年10月1日アクセス).

13) 文献の次に「著者への連絡先」として, 代表者氏名, 郵便番号, 住所, 所属, 電話番号, FAX 番号, E-mail を記入する。

受付証

論文原稿預り証は原稿受付後, 直ちに発行する。投稿規程に合致しない原稿は, 返却の上, 訂正していただく場合もある。

著作権

本誌に投稿された論文の著作権(複製権・公衆送信権含む)は本学会に帰属するものとする。

投稿先

原稿は原則メール投稿とする。投稿時の要提出書類は①原稿, ②投稿票, ③承諾書, とする。もしくは書留郵便またはレターパックなど, 追跡可能な方法で下記宛てに①~③と共に送付する。投稿原稿(オリジナルの他にコピー2部を添付)に加え同一内容を記録した電子記録媒体(CD-R)も合わせて送付する。バックアップは手元に保存しておくこと。また, 原稿は原則として返却しない。

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込 TSビル(一財)口腔保健協会内

日本歯科衛生教育学会事務所 編集委員会宛

TEL: 03(3947)8301

E-mail: kikaku2@kokuhoken.or.jp

改廃

本規程を改廃する場合は, 編集委員会の発議により, 常任理事会での協議のうえ, 理事会の承認を得なければならない。

付則

本規程にない事項は編集委員会で決定する。

本規程は2010年12月10日より施行する。

本規程は2013年4月1日より施行する。

本規程は2013年10月30日より施行する。

本規程は2014年3月13日より施行する。

本規程は2015年4月18日より施行する。

本規程は2020年7月18日より施行する。

本規程は2021年7月22日より施行する。

本規程は2023年6月3日より施行する。